

ぐんま食の安全情報

Vol.118

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員のみなさんを通じてお届けする情報紙です。

2015年9月発行
編集発行
群馬県食品安全局食品安全課

情報No. 118 野生きのこの安全性について

野生きのこのシーズンを迎えました。きのこ狩りを楽しみにしている方も多いと思いますが、山野に自生しているきのこは、有毒のものが多くあります。また、原発事故による放射性物質の影響が残っています。そこで、きのこ狩りをする際には以下の注意事項を守りましょう。

◆野生きのこによる食中毒について

毎年、全国で野生きのこによる食中毒が発生しています。群馬県では平成24年度に2件(患者数4人)、平成25年度に1件(患者数9人)が発生し、平成26年度の発生はありませんでした。

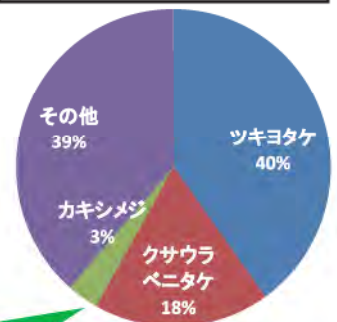
野生きのこによる食中毒は9～10月にかけてピークを迎え、そのほとんどが家庭で調理したものが原因で発生していますが、他県では有毒きのこが店舗で販売されていた例もあります。食中毒全体の中での野生きのこによる食中毒の件数は少ないものの、死亡率は高いので、十分に注意が必要です。

野生きのこの種類の判別は非常に難しいので、「食べる場合は必ず専門家にってもらうこと」、「判断がつかない場合は、絶対に食べないこと」が重要です。有毒きのこを食用きのこ誤認した主な例は以下のとおりです。

【間違われやすい主なきのこの例(平成16～26年度)全国581件中】

有毒きのこ	誤認した食用きのこ	食中毒件数
ツキヨタケ	ヒラタケ、ムキタケ、シイタケ	233件
クサウラベニタケ	ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ	105件
カキシメジ	ニセアブラシメジ、チャナメツムタケ	19件
ニガクリタケ	クリタケ、ナメコ	5件

きのこ別の食中毒の割合



ツキヨタケとクサウラベニタケで全体の58%を占めています。



クサウラベニタケ(群馬県林業試験場提供)



ツキヨタケ(群馬県林業試験場提供)

* スギヒラタケによる急性脳症が疑われる事例の発生について *

スギヒラタケは、以前は食用とされてきましたが、平成16年以降、急性脳症を疑う事例が発生し、平成26年にも同様の事例が2件発生しているので、絶対に食べないでください。

スギヒラタケ(群馬県林業試験場提供)

誤った迷信を信じないで!!

有毒きのこは以下のような迷信がありますが、根拠はありません。**信じないでください!!**

- ・柄が縦に裂ければ、食べられる×
- ・虫やナメクジが食べていれば、食べられる×
- ・地味な色のきのこは、食べられる×
- ・ナスと一緒に調理すれば、毒が消えるので、食べられる×
- ・かじってみて、変な味がしなければ、食べられる×
- ・乾燥させたり、塩漬にすれば、毒が抜けるので、食べられる×

もし、中毒になってしまったら・・・!!

食べたものをできるだけ吐かせて、直ちに医療機関を受診してください!!

◆野生きのこに関する講習会、鑑定会等の紹介

楽しく学ぼうきのこ塾2015

日時:平成27年9月20日(日)13:00~16:00

場所:群馬県生涯学習センター
(前橋市文京町2-20-22)

内容:きのこのパネル展示、現物展示、きのこクイズ、相談、鑑定等予定しています。申し込みは不要です。

問い合わせ先:027-226-2443(群馬県衛生食品課)

きのこ塾の様子

また、群馬県林業試験場において、きのこの鑑定を受け付けております。鑑定をご希望の方は、必ず事前に電話連絡をしてお越しください。

【群馬県林業試験場】

場所:北群馬郡榛東村新井2935 電話番号:027-373-2300

◆野生きのこの放射性物質について

平成23年3月に発生した福島原発事故により、放射性物質が飛散したため、野生きのこは食品の基準値(100ベクレル/kg)を超えている可能性があります。そのため、太平洋側の地域を中心に、北は青森県から西は静岡県までの10県の一部市町村で出荷が制限されており、群馬県でも県内7市町村で野生きのこの出荷が制限されています。

出荷制限地域で採取された野生きのこは、販売できませんので、十分注意してください。

※県内の出荷制限地域:沼田市、安中市、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町

◎全国で食品の基準値を超過した主な野生きのこ

チチタケ、チャナメツムタケ、アカモミタケ、ナラタケ、クリタケ、ムキタケ、タマゴタケ、ムラサキシメジ、ハナイグチ、アマタケなど



チチタケ(群馬県林業試験場提供)



アカモミタケ(群馬県林業試験場提供)

◎出荷制限地域以外の野生きのこについて

- 販売者が基準値以下であることを確認してから販売しています。
- 採取した野生きのこを自家消費する場合は、市町村の自家消費検査を利用することができますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※栽培きのここと違い、野生きのこは発生環境が管理されていないため、放射性物質の含有量が多くなる傾向があります。そのため、出荷制限地域以外の野生きのこについても、十分注意する必要があります。

なお、山林等の土地所有者の許可無く、野生きのこを採取すると、森林窃盗として処罰されることがあるのでご注意ください!!

御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁食品安全課
TEL:027-226-2423 FAX:027-221-3292
電子メール:shokuanze@pref.gunma.lg.jp